

平成18年度事業評価書要旨

(平成19年度概算要求に係る新規・拡充事業)

平成18年8月
金 融 庁

事業評価の実施に当たって

1 事業評価の目的等

事業評価は、国民生活や社会経済に与える影響が大きいものや多額の財政支出を伴うものについて、事業を実施する事前の時点で、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討することにより、効率的で質の高い施策の選択に資するものです。

金融庁においても、政策評価をより一層予算に活用する観点から、平成 15 年度以降、毎年度、事業評価書を作成・公表してきています。今回は、これに引き続き、19 年度に予算措置を伴う事業のうち、新規あるいは拡充を予定している主なものを対象として、事業評価（事前評価）を実施することとしました。

2 事業評価の実施に当たって（事業評価書要旨の記載内容）

事業評価の実施に当たっては、法律において示されている事業の必要性（事業等の目的が国民や社会ニーズに照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか）、効率性（事業等の実施により費用に見合った効果が得られるか）、有効性（目的の実現のために必要な効果が得られるか）の観点から評価を行うこととしました。

また、各事業の事業評価の記載に当たっては、以下の項目について説明することとしました。

（１）事業の目標、目的

各事業が何を対象として、何を達成しようとするものなのかについて説明しました。

（２）事業の内容

各事業の目的を達成するために実施する具体的な事業内容について説明しました。

（３）評価

上述のとおり、法律に示されている必要性、効率性、有効性等の観点から評価することとし、その際、次の各項目に沿って分析し、説明することとしました。また、各事業の効果の分析に当たっては、可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めました。

必要性の観点

効率性の観点

有効性の観点

事後的な検証時期等

3 事業評価に関する有識者会議メンバーによる意見

8月3日の「政策評価に関する有識者会議」をはじめ様々な機会に多くのご意見をいただきました。

各事業の事業評価に関するご意見については、事業評価書を作成する上で参考とさせていただきます。

各事業の評価結果

「金融庁業務支援統合システム（仮称）」の構築等

1. 事業の目標、目的

「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）において、各府省は業務・システムの最適化計画に基づき、可能な限り早期に最適化を実施し、経費や業務処理時間の削減などの効果を上げることとされています。

当庁においても、「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」（18 年 3 月 28 日金融庁行政情報化推進委員会決定。以下、「最適化計画」という。）に基づき、金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務における業務・システムの見直し等を行い、当該業務に係る経費の削減と業務処理時間の短縮の効果を上げることとしています。

当事業は、最適化計画に掲げた諸施策を実現するため、金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務の業務システムを統合し、システム基盤を整備することを目的としています。

2. 事業の内容

金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する現状のシステムは次の 3 システムであり、各システムの調達、開発及び運用はシステムごとに個別に実施されています。

- ・金融検査監督データシステム
- ・モニタリングシステム
- ・証券総合システム

これらのシステムを統合して再構築することにより、統合後の次期システムの調達、開発及び運用の合理化を推進します。

また、この統合により各局内、各局間、各局と財務局等の間において、適切なアクセス管理の下、相互に情報を利用できる仕組みとすることから、業務の効率性の向上を図ります。

今後、最適化計画に基づき 19 年度から 2 年間に亘り、次期システムの設計・開発（総額 1,214,722 千円）を実施する予定としています。

- ・19 年度概算要求額（601,827 千円）

3. 評価

（1）必要性

銀行法等に基づき行われる金融機関等の検査・監督業務及び証券取引法等に基づき行われる証券取引等監視等の業務は国固有の責務であることから、

当該業務を支援するシステムの構築は、国が行う必要があります。

(2) 効率性

金融検査監督データシステム、モニタリングシステム、証券総合システムを統合して再構築することにより、統合後のシステムの調達、開発及び運用の合理化が期待できます。

また、最適化計画において、統合後のシステムが基盤となって業務上必要な情報をデータベースに蓄積し検索性を高めることにより、金融庁及び財務局等の担当職員が、適切なアクセス管理の下で業務上必要な情報に適時に利用できる仕組みを構築することなどから、業務の効率性の向上が期待できます。

これらのことから、最適化計画全体の効果として、単年度で約 2.1 億円の経費削減及び約 9,450 日の業務処理時間の短縮を見込んでいます。

(3) 有効性

新規施策のため、これまで達成された効果はありません。

(4) 事後的な検証時期等

効果の発現は 21 年度から始まることから、22 年度に行うことが適切と考えています。

1. 事業の目標、目的

平成19年3月末より、改正された「銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」(バーゼル¹)の適用が開始されますが、金融当局は、金融機関のリスク管理手法(基礎的内部格付手法、先進的内部格付手法及び先進的計測手法)の適切性についての検証を行うことが求められています。

本事業は、バーゼル¹に基づく、効果的・効率的な検査を実施するための、シミュレーションや統計解析等を行う分析支援情報システム機能を整備することを目的としています。

2. 事業の内容

18年度末からバーゼル¹が適用開始となり、19事務年度からは、バーゼル¹に基づく、上記のリスク管理手法についての検査を実施する予定です。

このため、金融機関が自ら算出したデフォルト確率等の推計値の妥当性の検証等、バーゼル¹適用後の、金融機関のリスク管理手法の適切性を検証するための、分析ツールを整備する必要があると考えています。

・19年度概算要求額(33,072千円)

3. 評価

(1) 必要性

バーゼル¹については、先進的手法等の採用を希望する金融機関に対して、各国の金融監督当局による十分な検証が求められていること、また分析支援システムの整備は、国の責務である金融機関等の検査業務の実効性を確保するためのものであることから、国が直接行うべきものです。

(2) 効率性

本システムは、先進的手法等に関する検査を迅速かつ的確に行う効果を持つものです。検査の実施にあたっては、金融機関が自ら算出した推計値の妥当性を検証するために、大量のデータ処理及び統計技術が必要となりますが、当該システムを活用することにより、迅速かつ的確な検査を実施することが可能となります。

また、仮にシステムを活用せずに対応しようとする場合には、必要とされる

¹ 国際的に活動する銀行の自己資本比率に関する国際統一基準。昭和63年に現行のBIS規制ができてから既に15年以上経過し、銀行が抱えるリスクが複雑化、高度化する中で、銀行自身による内部統制、経営管理、監督当局による検証プロセス、市場規律に一層重点をおくことにより、金融システムの安定性と健全性を確保することを目的として平成18年度末に導入することとしている。

分析の多くを実施することが困難となり、バーゼル により国際的に求められている、当局による検証を、十分に行い得ないこととなります。

なお、本事業の実施によって、2年間で、合計約6,300万円の経費削減効果を見込んでいます。

(3) 有効性

新規施策のため、これまで達成された効果はありません。本事業に基づく高度な情報分析システムの整備により、今後は、バーゼル に基づく、迅速かつ的確な検査を実施することが可能となります。

(4) 事後的な検証時期等

平成20年度

証券短期売買システムの開発

1. 事業の目標、目的

証券取引法第 163 条に基づき提出される上場会社等の役員等の自社株等の売買等に関する報告書について、同法第 164 条第 4 項の規定により、内閣総理大臣（財務局長に権限委任）は、上場会社等に返還すべき役員等の短期売買利益の算定をし、役員等が短期売買利益を得ていると認める場合には、当該報告書のうちその利益に関する部分を上場会社等に送付する必要があります。

本事業は、当該短期売買利益の算定等について、財務局職員の業務の効率化等を図るため、証券短期売買システムの開発を行うことを目的としています。

2. 事業の内容

上場会社等の役員等の短期売買利益の算定等の業務は、既にシステム化されていますが、現在のシステムは旧式で、その利用期限は平成 20 年 12 月までとなっていることから、当該業務を引き続き効率的に行うため、早急にシステムの再構築を行う必要があります。

このため、19 年度においてシステム開発を行い、20 年度からの新システムへの円滑な移行を図るものです。

・19 年度概算要求額（35,602 千円）

3. 評価

(1) 必要性

上場会社等の役員等の短期売買利益の算定等の業務は、証券取引法に基づき、国の責務と位置づけられており、本システムの開発は、短期売買利益の算定、その利益関係書類の写しの上場会社等への送付や公衆縦覧等の業務の実施を支援するものであり、国が直接行うべきものです。

(2) 効率性

本システムは、上場会社等の役員等の自社株等の短期売買利益の算定等を迅速かつ的確に行う効果を持つものです。短期売買利益の算定に当たっては、上場会社等の役員等から提出された売買情報について、名寄せや売付けと買付けを日付順に順次対当させて利益を計算する等の大量のデータ処理が必要となりますが、当該システムを利用することにより、迅速かつ的確な業務の実施が可能となります。

また、仮にシステムを利用せずに対応しようとする場合には、適時的確な業務運営が困難となり、証券取引法により求められている業務の実施に支障が生じることになると見込まれます。

(3) 有効性

上場会社等の役員等の短期売買利益の算定等の業務は、人手のみによっては、証券取引法の要請する適時的確な実施は困難であり、既存のシステムによって、現在、実施が可能となっております。今後も、本事業によるシステムの再構築により、引き続き当該業務を円滑に実施することが可能になります。

(4) 事後的な検証時期等

平成 22 年度

オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化

1．事業の目標、目的

当庁においては、検査と検査の間においても、金融機関の健全性に係る問題を早期に発見し、改善のための働きかけを行うことが重要であることから、金融機関に対し、財務会計情報及びリスク情報等について継続的に報告を求め、経営状況の常時把握に努めています。また、金融機関から徴求した情報の分析結果を踏まえて様々な措置を講じ、金融機関の経営の健全化を促すこととしています。こうしたオフサイト・モニタリングを行うに当たっては、金融機関から徴求した情報の蓄積及び分析を、コンピュータ・システムを用いて行うことが有効であり、システム化を進めてきています。

今後、オフサイト・モニタリングについては、金融機関の業務の多様化、コングロマリット化の進展、預金取扱金融機関に対するバーゼル の導入など、状況の変化を踏まえつつ、さらに拡充していくことが必要です。このため、オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムについても、情報の効率的な処理と多様な分析を行えるよう、機能強化を図っていくことが必要です。

また、金融機関からの徴求データの受付をオンライン化し、電子政府構築に取組みます。

2．事業の内容

オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムについては、オンラインでのデータ徴求に加えて、データ様式の自由度を高めることによる徴求項目の追加・変更、多様な分析など、機能追加が柔軟に対応可能となるシステム（以下、「新システム」という。）に再構築し、平成 16 年 10 月より預金取扱金融機関を対象に利用を開始しています。今後、証券会社及び保険会社も新システムに移行していきます。

19 年度の事業内容としては、新たに法規制の対象となった少額短期保険業者のモニタリング業務を支援するためのシステム機能の追加、また、保険会社におけるソルベンシー・マージン比率の見直し等の制度改革に伴う各種分析機能の強化等、システムの一層の機能強化を図ります。

- ・ 19 年度概算要求額（262,453 千円）

3．評価

(1) 必要性

当該システムの機能強化は、国の責務と位置づけられる金融機関等の監督業務について、オフサイト・モニタリングの的確な実施を支援するものであ

り、国が直接行うべきものです。

(2) 効率性

当該システムの機能強化は、オフサイト・モニタリングの迅速かつ的確な実施を支援する効果を持つものです。また、仮に当該システムを機能強化せずに対応しようとする場合には、そのために費やされる人件費が当該システムの開発コストよりも大きいと見込まれるほか、情報処理の遅延が適時的確な業務の実施の支障となると見込まれます。

(3) 有効性

当該システムを活用することで、監督部局の限られた人員により、検査と検査の間においても金融機関等の経営状況の継続的な把握などのオフサイト・モニタリングを的確に実施することが可能となりました。

16年10月より預金取扱金融機関を対象に利用を開始した新システムでは、データを暗号化し、オンラインでデータ徴求を行うことが可能となり、18年3月末には全ての預金取扱金融機関がオンライン報告に移行しています。これにより、即時でのデータの形式的エラーチェックが可能となるなど、監督部局及び金融機関において事務の効率化や利便性の向上が図られるとともに、情報管理面においても安全性が向上しています。加えて、財務事務所までシステム展開されたことから、迅速なデータ処理が可能となり、財務事務所において中小・地域金融機関への深度あるモニタリングをよりタイムリーに実施できるようになりました。

証券会社及び保険会社についても、新システムへ移行することにより、預金取扱金融機関と同様の効果が見込まれます。

また、昨今の状況変化に対応し、新たに法規制の対象となった少額短期保険業者のモニタリング業務を支援するためのシステム機能の追加、また、保険会社におけるソルベンシー・マージン比率の見直し等の制度改正に伴う各種分析機能の強化等を実施することにより、各金融機関の経営に関する情報の的確な把握・分析等の効果が一層高まることを見込まれます。

(4) 事後的な検証時期等

効果の発現は20年度から始まることから、21年度に行うことが適切と考えています。